

- 2008.2.6 岐阜

選挙力一燃料代  
ポスター費

## 美濃市議が不適切請求

昨春の市議選 市、数人に過払い

出、一万一千百円を返納した。

に訂正。作製費が過払いされていたことから、今まで返納する額を記載した。提出書類には、すべての作製枚数を記載する必要がある。

美濃市選管は5日、  
07年4月の市議選（定  
数15）で、岩原輝夫議  
長（4期）ら市議計3

人選挙カー燃料代やボスター製作費を市に水増し請求していたなどとして、訂正願を提出したことを明らかにした。ほかに1市議がボスター枚数について誤った書類を提出した

として訂正願を出した。この市議については、水増し請求はなかつたという。

岩原議長は選挙方  
1燃料代が1万799  
9円だったのに、ほか  
の車の燃料代も加えて

みて、超過分の11枚の費用は岩原議長が業者に支払うことになつてゐる。だが岩原議長は

「彼は『いってはいいが、それも故意ではないのと、辞職しない』としている。

2008.2.6 每日

## 昨年4月の 濃市議選

**選挙力 市に訂正願提出 燃料代など**

# 現議長ら3人水増し請求

2万9199円を請求していた。1月29日に差額の1万1200円を市に返還したとい

今月に入るまで、業者に超過分を支払っていなかった。

別の市議2人は、定枚数を超える154枚と154枚をそれぞれ作成したにもかからず、133枚分とし

# 一部市議が費用を返還

美濃市議選の  
公費負担問題

契約書の訂正も

美濃市選挙管理委員会

み。

は5日、昨年四月に行われた美濃市議選のポスター費とガソリン代の公費負担に関して、一部の市議から、市に提出した契約書の訂正と費用の返還計5件があつたことを明らかにした。

市選管によると、ボスター費として白三十三枚分（上限額三十六万九千八百七十三円）しか公費で支払われないとこ

と、業者が余分に印刷し、枚数も含めて請求していたなどとして、四人の市議が契約書の訂正願を提出。うち二人は百三十三枚分の費用を再度算出し、余剰分を印刷業者が市に返還する見込

台分しか支払われないが、同市内のガソリンスタンドが市議一人の伴走車一台分も請求。市議は訂正願を提出し、同店は一万一千円を市に返還した。市議は「代金が他市議よりも多く、再度調べて分かった」と話している。

同市議選の公費負担をめぐっては、昨年十二月、市民グループの「美濃市市民オンブズマン」が市議のうち十三人に公

開質問状を送付した。

今年一月には、監査請求も視野に入れ、市議会に公費負担廃止を求める申し入れをしてい

る。（柴田久美子）

2008.2.6 中日

市議選公費負担額  
訂正5件受け取る  
美濃市選管

5日、昨年の市議会選舉に負担した燃料費の使用や製作したポスター枚数などを訂正願を受け取ったと発表した。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してきる。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

ポスター代を請求していた

という申し出もう2件あり、

市選管で公費負担額を再計

算している。

市選管によると、1日最

大7330円まで認められ

ている選舉カーの燃料代の

訂正是一件で、一人が選舉

カー以外の燃料代を請求し

ていたとして1万1200

円を返した。

ポスターの訂正は4件あ

り、2件は公費負担額が変

わらないものの、ポスター

の製作枚数を訂正してき

る。

同市の選舉公営を巡って

は、市民団体が先月、制度

の廃止を求める文書を市

議会議長に提出し、1か

月以内の回答を求めてい

た。掲示板に張った以外の

## 公費負担の選挙ポスター代

### 美濃市議も高額請求

4月の岐阜県美濃市議選で当選した15人のうち13人の選挙ポスター代について、一枚あたりの価格が公費で認められる金額を下回ったのに、上限に近い単価で計算して市に請求されていたこと

が、美濃市民オンブズマンに閲示された市の資料でわかった。市議のうちの1人は「業者は（低い単価で）請求できる枚数の倍近く印刷してくれた」と話す。市議らからポスター製作を請け負った業者が、実費とかけ離れた多額な単価を示して

公費を請求した実態が浮かび上がった。

ポスター代を請求したのは現職のうち公明1人と無所属12人。共産の2人は申請しなかった。同市議選の公費負担の上限は、掲示板用の133枚分の36万9873円で、一枚あたり2781円。

請求した全員が上限の75%以上を請求していた。

限度枚数の倍近くを刷ってもらった市議は、今回上限額の97%を請求した。95年の市議選で白費で今回と同程度の枚数のポスターを作った時は10

万円程度だったという。

別の市議は「業者任せで、実際いくらかかっているかはわからない」と話した。

同オンブズマンは公費負担の廃止を求めてお

り、10日にも各市議へ公開質問状を送り、返答がない場合は監査請求も検討している。市議からも「今の上限額は実態にそぐわず、引き下げるべきだ」とする声が出ている。